

# 國學院大學學術情報リポジトリ

久寿二年における藤原頼長による辞左大臣表の作成  
過程・表現について：辞大臣表の  
「賢才」に関する表現に着目して

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 國學院大學 公開日: 2024-03-13 キーワード (Ja): 辞表, 辞大臣表, 上表, 藤原頼長, 台記 キーワード (En): 作成者: 川村, 卓也, Kawamura, Takuya メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.57529/0002000172">https://doi.org/10.57529/0002000172</a>

# 久寿二年における藤原頼長による辞左大臣表の作成過程・表現について

— 辞大臣表の「賢才」に関する表現に着目して —

川村卓也

## 一、はじめに—本稿の企図—

平安期の辞表は、貴族が官職に就任する際や辞職する場合、あるいは天皇から下賜されたものを断る場合の上表されるが、その文章表現の作成は儒者によって担われる<sup>1)</sup>。では、儒者たちはいかなる推敲の過程を経て、その表現を織りなしていたのだろうか。本稿では、藤原頼長の辞左大臣表の作成過程と、その

表現について検討する。久寿二年（一一五五）四月から五月にかけて頼長は辞左大臣表を三度に渡り上表している<sup>2)</sup>。頼長の日記である『台記』には、その三度にも渡る辞表の本文のみならず、上表に関わる作法もまた逐一詳細に記述されている。辞表に関するもので、これほどまでに詳細に記されている資料は少ない。久寿二年四月から五月にかけての『台記』の記述は、平安後期における辞表の表現が如何なるものに基づいて織りなされていたのか、という、いわば辞表作成の実態を探るうえで貴

重な資料として位置づけられよう。

ところで、先行研究では、久寿二年の上表はどのように扱われているのだろうか。頼長辞表の上表がなされたのと同じ年の七月には、近衛天皇が崩御している。この重要な時期に、辞表を上表していたがために、兄の忠通とは対照的に頼長は活発な行動をとれなかった、と橋本義彦は記す<sup>3)</sup>。頼長辞表を頼長が失脚した一因として位置づけていよう。また、仁木夏実は、藤原式家を論ずるにあたり、この期間の『台記』の記述に言及する<sup>4)</sup>。このように、久寿二年の上表や、上表の間の『台記』の記述は、先行研究ではしばしば言及される。が、頼長辞表の表現が如何なるものであり、そしてそれは如何なる作成過程を経たのか、という問題を検討した研究は見えない。

本稿では、頼長辞表では、最初に上表される第一表とそれ以降の第二表・第三表とで、「賢才（優れた才能を持った人物）」に関する表現において意図的に差異が設けられている点を論証したい。それを通じ、久寿二年当時の頼長の心境が推し量れる資料として頼長辞表の文章表現を位置づけたい。

## 二、「初任」・「臨時」について

辞表について論ずる前提として当時の辞表の種類について触れておきたい。そもそも辞表とは、天子に奉る文体である「表」の一種であるが、辞表は、初任表と、それ以外の臨時表とに大別されることが<sup>ア</sup>・<sup>イ</sup>（後掲）から窺える。初任表とは、大臣などの役職に任ぜられた際に形式的に上表される辞表を指す。三度上表されることから、古記録などでは「三讓」とも記される。一方で、就任する際ではなく、もう既に就いている官職を辞職する場合に上表する辞表もある。古記録では「臨時（臨時辞表）」などと記される。致仕表など、官職を辞職する場合はこれに該当する。臨時表は、一度で上表が終了する場合もあれば、初任表と同様に三度に及ぶ場合もある。初任表と臨時表とは上表の際の作法に相違があったようである。源顕房の辞右大臣表に関する『中右記』の記述を<sup>ア</sup>として掲げる。

<sup>ア</sup>抑件表函具<sup>ニ</sup>花足<sup>一</sup>。或人難云、初任最初之表付<sup>ニ</sup>中務省<sup>一</sup>時<sup>レ</sup>可<sup>レ</sup>具<sup>ニ</sup>花足<sup>一</sup>也。如<sup>レ</sup>此臨時辞表<sup>着<sup>ル</sup>使被<sup>レ</sup>奏之時<sup>ニ</sup></sup>不<sup>レ</sup>具<sup>ニ</sup>花足<sup>一</sup>。是頗遺令也者。可<sup>レ</sup>尋<sup>ニ</sup>知<sup>一</sup>事也。

〔中右記〕寛治七年（一〇九三）十二月十八日条

顕房はアに先立つ同年十月二十六日に辞右大臣表を上表している（『中右記』）。アはその辞右大臣表が朝廷から返却された際の記事である。傍線部は、顕房の辞右大臣表を入れた函が上表された際は「花足（足が藤手の台）」に供えられていたことを述べる。波線部は、「或人」の言を引用する。「或人」の言では、花足が必要になるのは「初任最初之表（初任表の第一表）」を中務省に奉る際であり、今回の顕房の辞右大臣表のような「臨時辞表」を奉る際にはその限りでないことが述べられる。また、今回の顕房の措置は「遺令（違例）」であるともされている。

記主の藤原宗忠による「可尋知事也」（点線部）は、「或人」の言説に対する是非の判断をいったん保留にし、その判断の材料となる情報を後で注し入れるための語句である。アの「或人」の指摘の背景には次掲イのような情報が裏付けとしてであると考えられる。『北山抄』巻四・拾遺雜抄下「上表事」（便宜上、**《a》部・《b》部に分けた**）では、

イ **《a》**任大臣初度表、以三家司五位・四位四人、進中務省。…省官付内侍。内侍取函（加花足）。返給時不<sub>レ</sub>加<sub>レ</sub>之。奏聞。**《b》**第二・三度、并臨時所<sub>レ</sub>上之表、不<sub>レ</sub>必進<sub>レ</sub>省。令<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>近臣<sub>レ</sub>之子姪奏<sub>レ</sub>之（不<sub>レ</sub>加<sub>レ</sub>花足）。以<sub>レ</sub>檀紙四枚<sub>レ</sub>裹<sub>レ</sub>函。

というように、「任大臣初度表（大臣に任じられた際の辞表第一表）」は中務省の省官を通じて内侍によって奏聞されるが、辞表を入れた函は「花足」に置かれた状態であったと記される（**《a》部**）。一方で、「任大臣」の際の第二表・第三表や、「臨時」の辞表の場合は、中務省を必ずしも通さず、また、「花足」にも供えられないことも**《b》部**で記される。アの「或人」の意見と趣旨が合致すると指摘できる。また、イでは、同じ初任表であっても第一表と第二表・第三表とでは上表の作法が異なることを述べ、初任表第一表の別格性を示すが、アの「或人」も、「初任最初之表付中務省時」（波線部）と、わざわざ「最初之表（第一表）」を取り立てて挙げる。初任表第一表に対して共通の認識が窺えよう。

このように、アにおける「或人」の辞大臣表に対する見解は、イの『北山抄』においても確認できるものと言える。その一方で、アの顕房のように、それとは異なる上表の段取りを踏む者も実際におり、平安期の辞表の捉え方は決して一様ではなかったことも窺える。

### 三、久寿二年の藤原頼長の上表について

#### (1) 藤原頼長の上表の大きな流れ

前章では、初任表・臨時表という区分に触れた。そのうえで、本稿の主題である久寿二年における頼長の上表の流れを整理しよう。まず、四月二十七日に、辞左大臣・内覧・隨身表の第一表（作者・藤原茂明）が上表され、同年五月三日に辞左大臣・隨身表の第二表（作者・藤原長光）が上表された。そして、辞左大臣表の第三表（作者・茂明）が五月十日に上表されている。第二表上表後の時点で、隨身は停止されたが、第三表に対する勅答はすぐには下されずに、翌年正月によりやく左大臣の地位だけが据え置かれる宣言が下されている。なお、上表の目的について、『愚管抄』巻四では「今ハ我身ハ一人内覧ニナリナントコソハ思ハレケンニ」というように、内覧に在職したまま、「一人（撰関）」へ転じようとしたものであるとする。「一人内覧」への転任を目指すために、役職を一旦辞する一連の上表は、現在の地位を失いかねない賭けでもあった。<sup>6)</sup>なお、頼長の内覧への執着ぶりに関して、『台記』に興味深い記述がある。頼長第一表上表後、皇位交代を理由に、同年七月に内覧の権限が停

止されている（「公卿補任」）。次掲①を見てみたい。

① 是夜夢、頭敷五位藏人敷来伝「院仰一日、内覧如レ旧。宣旨（申カ）遣<sup>レ</sup>日可<sup>レ</sup>下敷。将今日可<sup>レ</sup>下敷。欲<sup>レ</sup>随<sup>レ</sup>処分」。

（『台記』久寿二年七月二十八日条）

内覧の権限が元通り授けられる旨の「院仰」が藏人頭あるいは五位藏人から伝えられる夢を頼長が見たと記されている。内覧復帰を望む頼長の心境が読み取れる。<sup>7)</sup>実際に、頼長第二表・第三表では、内覧は辞する対象にはなっていない（後述）。このように、頼長は内覧に関してはかなりの執着ぶりを示している。

#### (2) 頼長の辞表と初任表の先例

そういった流れのもと上表された頼長辞表であるが、前述したように辞表には初任表・臨時表という区分があった。事実、前掲①の「中右記」では初任表・臨時表という区分が意識されている。それでは、頼長辞表はどちらに相当するのであろうか。まずは頼長が上表することで辞そうとしている対象について整理してみたい。頼長第一表では左大臣・内覧・隨身を辞している。頼長は、久安五年（一一四九）に内大臣から左大臣に転じ、隨身や内覧は久安七年（一一五二）に授けられている（「公卿補任」）。頼長辞表で辞する対象は久寿二年に辞表を上表する

よりも以前にみな既に頼長が有していたものである。それを考慮すれば、頼長辞表は本来ならば初任表には該当しない。そのことは、頼長第二表を上表する日取りに関して著されている『台記』久寿二年五月三日条（次掲〔五〕）でも示されている。

〔五〕先日問「日於泰親」、無「日時勘文」。又不「折吉時」。勘「先例」、三「讓之第二、三度如」此。今日表雖「非三讓」、其間甚近、故准「彼也」。

まず、「今日表雖「非三讓」……」（二重傍線部）という文が目につく。頼長辞表は初任表ではないとの認識が頼長にあったことがまず窺える。<sup>8)</sup>

さらに〔五〕を詳しく見ていこう。傍線部は、安倍泰親に先日「日（頼長第二表を上表するのに適切な日取り）」を問うたものの、日時勘文は著されず、また「吉時（上表するのに適切な時刻）」は勘申させなかったとするもの。そのうえで、このことは「三讓之第二、三度」、すなわち初任表の第二表・第三表でも同様であると述べている（波線部）。二重傍線部では、今回の辞表は初任のものではないが、「其間甚近」という理由で初任表での常例が適用されるという説明がなされている。〔五〕は、頼長辞表が初任表ではないことという認識を有しつつも、初任表の常例が参照されていたことを示す資料と言える。

なお、平信範の『兵範記』にも、初任表の常例に関する記述が見える。例えば、頼長の父である忠実は、康和二年（一一〇〇）に右大臣に任ぜられ、二年後の康和四年（一一〇二）に辞右大臣表を上表している。この事例を頼長は「長徳元年・康和四年、三讓表……」というように、「三讓」、すなわち初任表の例として見なす（『台記』久寿二年五月三日条<sup>10)</sup>）。この康和四年の忠実の辞右大臣表が、頼長第三表上表時に参照されていることが『兵範記』の記述によって明かされているのだ。頼長第三表上表時の『兵範記』久寿二年五月十日条には「……作者茂明朝臣（賜「禄」、清書伊行（依「康和例」、不「賜」禄）」とある。辞表の清書人（藤原伊行）に対する禄は「康和例」に基づき与えられなかったとするものである。この「康和例」とは、前述した、康和四年の忠実の辞右大臣表を指す。<sup>11)</sup>

このように、本来であれば頼長辞表は初任表ではない。そのことは頼長自身も承知している。しかしながら、上表にあたり頼長は臨時表の先例のみならず、初任表の先例も幅広く参照する姿勢を示していると言えよう。なお、前掲〔ア〕で問題になっていた、辞表を入れた函を「花足」に供えるか否かという問題についても、中務省へ家司たちが頼長第一表を運んでいる際の描写として「表函（加「花足」、入「知経車」……）（『台記』久寿二

年四月二十七日条」という記述が見える。前掲<sup>ア</sup>・<sup>イ</sup>に従えば、辞表の函を「花足」に供えるのは初任表第一表の作法であった。

さて、前掲<sup>エ</sup>でも垣間見られるように、辞表が作成されるにあたり、頼長は『台記』に詳細な記述を残している。こうした『台記』の記述を検討していけば、頼長や辞表作者が如何なる姿勢のもと辞表作成に臨んでいるのか、そして、その姿勢が如何に辞表の文章表現に表出しているのか、といった問題に迫れそうである。次章では頼長第一表を組上に上げ、その作成態度がいかに表現と関わっているのかを検討したい。

#### 四、頼長の辞表第一表の表現と作成態度について

##### (1) 第一表の本文

『台記』に見える頼長第一表の作成態度と表現との関わりを検討するにあたり、本節では『台記』久寿二年四月二十七日条所収(『兵範記』・『宇槐記抄』にも所収) 頼長第一表の全文を<sup>オ</sup>として掲げ確認したい(便宜上、<sup>《1》</sup>・<sup>《4》</sup>段に分けた)。

<sup>オ</sup> <sup>《1》</sup> 臣頼長言、権衡誠懸、不可欺<sup>レ</sup>以<sup>レ</sup>輕重之量、  
繩墨克正、不可誣<sup>レ</sup>以<sup>レ</sup>曲直之規。臣無<sup>レ</sup>飾讓<sup>一</sup>、誰稱<sup>二</sup>

奸詐。《2》臣頼長、誠惶誠恐頓首死罪死罪。伏惟、臣保延之曆、任<sup>二</sup>内大臣<sup>一</sup>、久安之年、転<sup>レ</sup>左丞相。謂<sup>二</sup>前後之勞<sup>一</sup>、覃<sup>二</sup>二十載<sup>一</sup>。況掌<sup>レ</sup>鸞台内外之文書、賜<sup>二</sup>羽林左右之武備<sup>一</sup>。旁訪<sup>二</sup>列祖之蹤<sup>一</sup>、謬繼<sup>二</sup>希代之例<sup>一</sup>。戴<sup>二</sup>殊恩而任重<sup>一</sup>、如<sup>レ</sup>冠<sup>二</sup>千鈞之石<sup>一</sup>、增<sup>二</sup>峻秩而危多<sup>一</sup>、似<sup>レ</sup>棹<sup>二</sup>三峽之波<sup>一</sup>。晋退失<sup>レ</sup>歩、周章消<sup>レ</sup>魂。《3》就中、今茲厄会可<sup>レ</sup>慎、是臣之恐也。近皆變異荐呈、亦誰咎乎。若不<sup>レ</sup>謝<sup>二</sup>朝獎<sup>一</sup>、強猶貪<sup>二</sup>天寵<sup>一</sup>、空忘<sup>レ</sup>盈滿之誠、徒招<sup>二</sup>衆庶之訕<sup>一</sup>。我君縱優<sup>二</sup>臣愚<sup>一</sup>而垂<sup>二</sup>偏私<sup>一</sup>、若<sup>レ</sup>奈<sup>二</sup>街衢之反<sup>一</sup>唇、微臣縱依<sup>二</sup>君患<sup>一</sup>而恣<sup>二</sup>榮貴<sup>一</sup>、若<sup>レ</sup>奈<sup>二</sup>道路之以<sup>一</sup>目。為<sup>レ</sup>世何益、責<sup>レ</sup>己獨憂。《4》伏乞<sup>二</sup>皇鑑曲照<sup>一</sup>、求<sup>レ</sup>祈避<sup>二</sup>相位於台司<sup>一</sup>、返<sup>二</sup>兵仗於本府<sup>一</sup>。又改<sup>二</sup>前勅<sup>一</sup>、令<sup>レ</sup>罷<sup>二</sup>内覽<sup>一</sup>。安閑養<sup>レ</sup>性、雖<sup>レ</sup>追<sup>二</sup>衡門之風<sup>一</sup>、愚謹竭<sup>レ</sup>誠、將<sup>レ</sup>趨<sup>二</sup>鳳闕之月<sup>一</sup>。不堪<sup>レ</sup>視<sup>二</sup>面怵迫之思<sup>一</sup>、謹上<sup>レ</sup>表以聞。臣頼長、誠惶誠恐。頓首々々、死罪死罪。謹言。

頼長第一表の大まかな概要を次に述べる。《1》段は、自身の辞意は上辺だけのものではないと記す。《2》段では、自身はこれまで二十年にわたり内大臣・左大臣といった要職を歴任し、内覧や隨身も与えられたが、自身が要職を務めるのは大変危ういものであったことが述べられる。《3》段では、自身は

これから悪い巡り合わせの期間に入り、「変異」も近頃しきりに起きているため、地位を退かねば多くの人から謗りを招くだろう、と述べる。それを受け、《4》段では、隱遁生活への思いを表明しつつも、天皇に忠義を果たすことを述べたうえで、左大臣・隨身・内覧を辞することを申し出ている。このように、頼長第一表の内容は、辞する理由《2》〜《3》段と、天皇への忠節の表明《4》段に文面が割かれている。では、この表文はどのような姿勢のもと作成されたのだろうか。実は、頼長第一表の文言や表現は「先例」と関わっているものが多いのである。

(2) 第一表の表現の背後にある姿勢

頼長第一表の表現の背後にある、頼長の姿勢を探るうえで参考になる資料としては、次掲[カ]が挙げられる。

[カ]余問曰、辞左大臣・内覧・隨身三事之表也。而將趨（用カ）鳳闕之月之句如何。茂明答曰、諸職辭退表、皆有（用カ）如此之句。勸前跡所作也。朝隆朝臣申先例有（用カ）此句之由。

〔台記〕久寿二年四月二十七日条）  
茂明によって頼長第一表の草稿が頼長に示された後のくんだりである。ここでは、頼長が、この辞表は「三事（左大臣・内覧・隨身）」を辞する表であるのにも拘わらず「將趨（用カ）鳳闕之月（用カ）」

といった句があるのはどういったことなのか、と質問している。茂明・藤原朝隆は、「諸職（複数の役職）」を辞する表の「前跡（先例）」に従った故だと説明している（波線部）。頼長第一表の当該箇所を次に挙げる。

安閑養性、雖追衡門之風、愚謹竭誠、將趨鳳闕之月。

〔才〕頼長第一表《4》段より再掲

「安閑養性（安静に自らの生命を養うこと）」や「衡門（隱者の家を指す）」といった言葉を用い、隱遁に惹かれていることを述べる（傍線部）。その一方で、「鳳闕（御所を指す）」に月が出る夜間であっても天皇のもとへ参じようという波線部もある。辞職後も宮中へ出仕することを表明することによって天皇への忠義を誓うものである。[カ]で頼長が気にしているのは、左大臣・内覧・隨身という「三事」をも辞する辞表であるにも拘わらず、「將趨鳳闕之月」という句によって、あたかも辞職後も引き続き宮中へ出仕するかのよう<sup>16</sup>に読めてしまう点だといえる。ここでは、このような質問を頼長がした背景を考えたい。第一表で辞する対象となっている左大臣・内覧・隨身の「三事」のうち、特に内覧については前掲[カ]で見たようにその地位に対して頼長は実際のところ執着している。すなわち「將趨鳳闕之月」という句は頼長の本心に沿ったものでこ

それ、**カ**のように疑問を呈されるものではないはずである。このことは、頼長第一表上表後の五月二日に、鳥羽法皇宛ての「封書」を頼長が藤原光頼に託す『台記』の記事(次掲**キ**)からも窺える。

〔**キ**〕明日奉<sub>レ</sub>表之次、可<sub>レ</sub>奏<sub>ニ</sub>此書<sub>於</sub>院<sub>一</sub>。其封書曰、今度上表本意、在<sub>レ</sub>讓<sub>ニ</sub>民部卿藤原朝臣与<sub>一</sub>。依<sub>レ</sub>無<sub>レ</sub>先例<sub>一</sub>、表文不<sub>レ</sub>載<sub>ニ</sub>其由<sub>一</sub>。…若民部卿独任者、暫忘<sub>ニ</sub>辞遁之心<sub>一</sub>、

将<sub>ニ</sub>夙夜之忠<sub>一</sub>者也。〔『台記』久寿二年五月二日条〕

傍点部では、この「封書」は明日(五月三日)に頼長第二表が上表される際に、鳥羽法皇に届けられる手筈であることが記される。傍線部は上表の「本意(本当の目的)」について述べたものである。ここでは、「本意」が「民部卿(藤原宗輔)へ職を譲ることであることを明かしている。なお、先行研究では、傍線部内の「与」字の下に落字が疑われ、頼長が職を譲ろうとしていた人物が宗輔以外にもいたと考えられている。頼長によつて昇進を画策されていた人物が二名以上いたことを考慮したうえで、二重傍線部に着目したい。もしも、自身が推薦する人物のうち、宗輔のみが昇進を果たし、それ以外の者が昇進しないのであれば、隠遁する気持ちを暫くは忘れ、代わりに、朝早くから夜まで勤めるような忠誠心を持ちたいと述べる。引き

続き天皇のもとで政務を執る可能性に言及しよう。

この〔**キ**〕の二重傍線部からも、前掲**カ**で問題となつている「将<sub>ニ</sub>趨<sub>ニ</sub>夙闕之月<sub>一</sub>」という句は、むしろ頼長の真意に沿つたものであると考えられる。それにも拘わらず、前掲**カ**にあるように、わざわざその句の妥当さについて茂明に確認しているのは、頼長第一表のことを「三事(左大臣・内覧・隨身)」の辞表として強く認識しているからこそとも言える。

そのようなことが分かつたところで、次に、頼長第一表における「先例」の重要性に触れたい。前掲**カ**では、波線部のように「諸職」を辞する表の「先例」に従つた旨が申されると、それ以上の質問は頼長からなされず、「将<sub>ニ</sub>趨<sub>ニ</sub>夙闕之月<sub>一</sub>」という句に変更は加えられない結果となつている。〔**キ**〕でも「先例」に見えないことであるため、辞表の本文には「本意」は記載しなかつたとの記述が見える(波線部)。〔**カ**〕・〔**キ**〕の頼長の言動からは、その表現が「三事」・「諸職」を辞する表の先例に見合ふか否かといったことを重視する姿勢が窺える。「将<sub>ニ</sub>趨<sub>ニ</sub>夙闕之月<sub>一</sub>」も先例に合致した句として盛り込まれていると理解できる。このように、頼長第一表の表現には、先例を重視するという頼長の姿勢が現れているものがあると思つた。実は、〔**カ**〕・〔**キ**〕の他にも、頼長第一表に関して二度にもわたつてある質問

を頼長が投げかけ、茂明はその質問に答えているくだりが『台記』に見られる。そして、ここでも、辞表の表現が「先例」と照らし合わされているのである。次章では、その『台記』を検討し、頼長第一表と「賢才」に関する表現との関係を探りたい。

### 五、頼長の第一表と「賢才」に関する表現との関係

(1) 頼長の第一表の表現と「先例」

前掲カ・キとは別に、頼長は二度にわたり同一の質問を茂明に投じている。

ク余復問曰、如北山抄者、大臣後未献辞大臣之表、如<sup>例</sup>而無<sup>所</sup>授<sup>賢才</sup>之句<sup>上</sup>如何。茂明答曰、先例不<sup>必</sup>作<sup>此</sup>句。…召<sup>親</sup>隆朝臣<sup>給</sup>表、仰<sup>可</sup>給<sup>清</sup>書人<sup>之</sup>由。<sup>上</sup> (『台記』久寿二年四月二十七日条)

ク後日、召<sup>茂</sup>明…又問<sup>大臣</sup>初度表無<sup>授</sup>賢才<sup>之</sup>句<sup>上</sup>之証<sup>中</sup>。申曰、御堂并<sup>入</sup>道殿<sup>初</sup>度表無<sup>此</sup>趣<sup>也</sup>。披<sup>見</sup>之<sup>処</sup>、既<sup>如</sup>所<sup>申</sup>。(同右)

クは、頼長第一表に見える「将趨鳳闕之月」という表現に関する質疑(前掲カ)の直後のくだり。傍線部は本文の乱れもあり、意を取るのが難しい。が、「如北山抄」・「賢才」

という語から察するに、次掲『北山抄』巻四・拾遺雜抄下「上表事」の注記が念頭に置かれていよう<sup>19</sup>。現在最も通行する尊経閣文庫藏卷子本『北山抄』の本文掲げる。

〔A〕高明大臣初任表、成忠作<sup>レ</sup>之。其状有<sup>掛</sup>冠可<sup>入</sup>山林<sup>之</sup>句<sup>上</sup>、乖<sup>例</sup>也。〔B〕只作<sup>停</sup>崇班、可<sup>授</sup>賢才<sup>之</sup>趣<sup>上</sup>、不<sup>似</sup>偏請<sup>伏</sup>閑<sup>之</sup>表<sup>者</sup>也。

便宜上、本文を〔A〕・〔B〕に分割し、「注記〔A〕」・「注記〔B〕」とそれぞれ呼ぶ。この注記では、源高明が大臣に任ぜられた際の「大臣初任表」について記される。辞表の作者とされる「成忠」とは高階成忠を指す。詳細については次節に譲るが、ク傍線部では注記〔B〕にあたる箇所が話題にあがっていることは確かなようである。ひとまずは、先にクを見てみよう。クは、頼長第一表の上表及び朝廷からの返却がなされた後の記述である。

「賢才」といった語から察するに、クと同じ事柄が話題にあがっていることが考えられる<sup>20</sup>。クでは、辞大臣表の第一表には「授<sup>賢才</sup>」(自身が辞める代わりに、その職を優秀な人材である「賢才」が授かること)に言及する句が見えなかった点について、その根拠を頼長が問うている(傍線部)。それに対し茂明は、「御堂(藤原道長)・入道(藤原師実)」の「初度表(第一表)」では「此趣(賢才)に言及するもの」が見えないこ

とを挙げている（波線部<sup>㉒</sup>）。確かに、前掲㉑の頼長第一表には「賢才」に言及した表現は見えない。それどころか、辞職した後もお天皇に伺候することを表明した「將趨鳳闕之月」という句さえある。頼長第一表は「賢才」に職を譲るといった文句からは程遠い内容であると言える。

次に、㉒の解釈を行いたい。傍線部では、㉒傍線部と同様に「大臣後未献辞大臣之表」に「賢才」に言及する句がなかったのはどういったことかという質問を頼長が投げかけていると読むのが妥当だろう。傍線部冒頭の「如北山抄者」の箇所は「北山抄のごとくせんば」という条件節で読むのが妥当か。傍線部は、「北山抄」に従って考えるならば、辞表に「賢才」に関する文句がないのはどういったことか」といった趣旨であろう。傍線部は、「賢才」に関する「北山抄」注記Bの内容を勘案した場合、「賢才」に関する記述がない頼長第一表はどのような位置づけになるのかを問うていると考えたい。こうした頼長の質問に対して茂明は「先例」でも「賢才」に言及する句は必ずしも作りはしないとしている（波線部）。㉒も、「賢才」という㉒と同じ語があることや、「書物を開いたところ、既に申したことと同様である」という点線部から察するに、㉒と同じことを述べていよう。

㉒・㉒は、ともに辞表作者の茂明が「先例」を根拠としつつ、頼長の疑問に答えているくだりであると、まずは指摘できる。次節では、㉒・㉒の読解をより明確にするため、㉒で想起されている「北山抄」の注記がいかに読解できるかを検討する。

（2）『北山抄』の注記の語句についての検討

まず、注記Aを検討する。「北山抄」の本文を改めて掲げた。

高明大臣初任表、成忠作之。其状有掛冠可入山林之句上、乖例也。

高明の辞大臣表に「掛冠可入山林」という句があることが指摘される。ここでは高明の辞大臣表で用いられた「入山林」に着目したい。嵯康が著した「与山巨源絶交書」（『文選』卷四十三）に、「故君子百行、殊塗而同致。循性而动、各附所安。故有処朝廷而不<sub>レ</sub>出、入山林而不<sub>レ</sub>反之論」とある。傍線部は「君子百行」の「塗（道）」は多種多様であるものの、その「致（帰着点）」は同じであるとまず述べる。具体的には、各自の「性」に従って行動するものの、結局はみな各々の心の帰着点に落ち着くものだとしている。二重傍線部では、「君子百行」の具体例として、朝廷への出仕で一生を送る生き方と、山林に隠棲したまま生涯を過ごすという生き方とが提示される。そして、太字の「入山林」という表現は、朝廷

に出仕する「処<sub>レ</sub>朝廷」と対にされていることが分かる。そうした用例も見える「入<sub>レ</sub>山林」という語句を、「掛冠<sub>レ</sub>致仕すること」と共に用いる点で、高明の辞大臣表の句は隱遁の志をかなり強く述べたものと言える。その句が『北山抄』注記[A]では「乖<sub>レ</sub>例也（例」と違う）」とされている。<sup>24)</sup>

次に、注記[B]を検討する。尊経閣文庫蔵卷子本の本文を次に掲げた。

只作<sub>レ</sub>停<sub>レ</sub>崇班、可<sub>レ</sub>授<sub>レ</sub>賢才<sub>レ</sub>之趣<sub>上</sub>、不<sub>レ</sub>似<sub>レ</sub>偏請<sub>レ</sub>伏<sub>レ</sub>閑之表<sub>一</sub>者也。

ここではまず高明の辞大臣表が、自身に授けられる「崇班（高い地位の官職）」を停め、それを「賢才」に授けるべきとする「趣（趣旨）」に、ただ作っているだけだと指摘する。

次に、それに続く傍線部「不<sub>レ</sub>似<sub>レ</sub>偏請<sub>レ</sub>伏<sub>レ</sub>閑之表」に見える「偏請<sub>レ</sub>伏<sub>レ</sub>閑之表」について検討する。傍線部内の「表」字を「偏請<sub>レ</sub>伏<sub>レ</sub>閑」が修飾している。さらに、行為に一途な様子意味する副詞「偏」字が「請<sub>レ</sub>伏<sub>レ</sub>閑」に掛かっている。この二点を考慮すると、「偏請<sub>レ</sub>伏<sub>レ</sub>閑之表」は「暇に伏せることをひたすら求める表」という意味になろう。「伏<sub>レ</sub>閑」の用例が唐代までの漢籍に見いだせないので、あくまでも推測であるが、初任表は官職に任じられた際に形式的に謙遜の意味で辞意を伝

えるものである。それを「偏<sub>レ</sub>請<sub>レ</sub>伏<sub>レ</sub>閑（暇に伏せることをひたすら求める）」とは形容し難い。「偏<sub>レ</sub>請<sub>レ</sub>伏<sub>レ</sub>閑之表」は致仕表などの臨時表を念頭に置いたものと考えられる。「高明大臣初任表」とあるように、高明の辞大臣表は初任表である。そう考えれば、「不<sub>レ</sub>似<sub>レ</sub>偏請<sub>レ</sub>伏<sub>レ</sub>閑之表」は、自身ではなく「賢才」に地位を与えてほしいとする高明の辞大臣表（初任表）と、「偏請<sub>レ</sub>伏<sub>レ</sub>閑之表」との相違点を述べていよう。<sup>25)</sup>

このように、『北山抄』の本文を検討すると、注記[A]は高明の辞大臣表の「掛<sub>レ</sub>冠可<sub>レ</sub>入<sub>レ</sub>山林」という句が「例」と異なることを指摘するものとして理解できる。また、注記[B]は高明の辞大臣表が「賢才」に触れていることを、「初任表」と「偏請<sub>レ</sub>伏<sub>レ</sub>閑之表（臨時表）」との相違点として挙げていると指摘できる。その内の、注記[B]に言及しているのが、前掲[C]の「台記」の記述であった。前掲[C]において頼長が注記[B]に言及する背景としては、先行研究でも指摘されるような、頼長自身の故実に対する執着が挙げられよう。頼長は、「賢才」に関する注記である注記[B]と照らし合わせることに、「賢才」に対して言及が見えない頼長第一表が果たして妥当なのかを確認したかったのだろう。茂明は、「先例」を挙げて説明している。しかし、それでもなお頼長は不安に思ったのか、[C]のように「後

日」再度同じことを尋ねた、ということになる。

(3) 頼長の辞表、作成の場での「賢才」の位置づけ

前節においては、『北山抄』注記A・Bがいかに解釈できるかを検討し、前掲ク・ケとの関係も再検討した。本節では、前掲クをさらに検討し、頼長辞表における「賢才」に関わる表現の位置づけを探りたい。

前掲クを見ても、頼長・茂明ともに議論の範囲を辞大臣表の「初度表（第一表）」に限定している。この点に着目したい。頼長は「大臣初度表」のなかで「賢才」に触れる句がないことについて尋ね、茂明も「御堂并入道殿初度表」の先例を提示することでそれに答えている。このことから、頼長第一表作成の場では、辞表作成の依頼者（頼長）・辞表作者（茂明）ともに、辞表の本文中で「賢才」に触れるか否かという問題を、辞大臣表の第一表に限った問題として議論していることが指摘できるだろう。

このように、頼長辞表作成の場（前掲ク）では、辞表の本文中で「賢才」に触れないことを辞大臣表の第一表に限って議論されている。一方で、ここでの頼長・茂明は、辞大臣表の第二表・第三表における「賢才」の扱いには触れていない。では、頼長第二表・第三表では「賢才」に対してはどのような扱いを

しているのだろうか。次章では、頼長第二表・第三表の表現を検討したい。

六、頼長の辞表第二表・第三表の意図と表現

(1) 第二表・第三表の表現と、その背後にある意図

頼長第二表・第三表の表現を検討する前に、ここでは頼長第二表・第三表はどのような意図のもと著されているのかを考えたい。頼長第一表は辞する対象が左大臣・内覧・隨身というように「三事」にわたるものであり、頼長自身もそれを意識していたことが前掲クから窺えた。それに対して、頼長第二表は「今日重辞<sub>レ</sub>左大臣并隨身<sub>一</sub>（不<sub>レ</sub>辞<sub>二</sub>内覧<sub>一</sub>。…）」（『台記』久寿二年五月三日条）とあるように、辞する対象から内覧が外され、左大臣・隨身に限定している。頼長第三表も「重上<sub>レ</sub>辞<sub>二</sub>大臣<sub>一</sub>之表<sub>一</sub>（不<sub>レ</sub>辞<sub>二</sub>内覧<sub>一</sub>。…）」（『台記』同年五月十日条）とある。

このことは、表現に少なからず影響を与えている。次掲クは、頼長第二表上表日に辞表作者の長光が辞表草稿を頼長に示した際の『台記』の記述である。

〔ク〕文云、唯免<sub>二</sub>充満之誠<sub>一</sub>、欲<sub>レ</sub>遂<sub>二</sub>休退之情<sub>一</sub>。難<sub>レ</sub>曰、此句似<sub>二</sub>所職避遁<sub>一</sub>。不<sub>レ</sub>辞<sub>二</sub>内覧<sub>一</sub>、何有<sub>二</sub>休退之意<sub>一</sub>哉。

〔『台記』久寿二年五月三日条〕

ここでは、頼長第二表の草稿に「欲<sub>レ</sub>遂<sub>二</sub>休退之情<sub>一</sub>」<sup>㉑</sup>という文言があることに對して、本表では内覧を辞している訳ではないから、「休退之情」という語句は妥当ではないのではないかと頼長が述べている（傍線部）。それを受けて、この㉑で問題となった文言には、その後、辞表作者である長光によつて修正の作業がなされることとなる。具体的には、初め「欲<sub>レ</sub>竭<sub>二</sub>愚謹之誠<sub>一</sub>」に修正され、最終的には「欲<sub>レ</sub>竭<sub>二</sub>忠孝之誠<sub>一</sub>」という表現に変更されている（『台記』久寿二年五月三日条）。「欲<sub>レ</sub>竭<sub>二</sub>忠孝之誠<sub>一</sub>」という修正後の表現には、内覧の権限を維持したまま、政務を執ろうという意欲が込められていよう。このように、頼長第二表の作成態度としては辞する対象から内覧が外されているために、役職を一切辞するかのような表現は避けられている。頼長第三表でも、次のようにある。

㉒ 縦辞<sub>二</sub>槐鼎之秩<sub>一</sub>、令<sub>レ</sub>弭<sub>二</sub>曠職之譏<sub>一</sub>、唯視<sub>二</sub>蘭台之奏章<sub>一</sub>、專勵<sub>二</sub>勤王之節<sub>一</sub>。

〔『台記』久寿二年五月十日条〕

たとえ「槐鼎之秩（大臣の位）」を辞して、「曠職之譏（職責を果たさないことへの謗り）」をやめさせたとしても、ひたすら「蘭台之奏章（太政官から天皇のもとへ送られる上奏文）」に目を通して「勤王之節」だけに励みたいと述べている。内覧

の権限をこれからも保ちたいという意思を窺わせるといふ点で、㉑の頼長第二表と同種のものといえよう。

このように、㉑・㉒では、上表後も天皇への忠義を誓う表現が盛り込まれていることが分かる。内覧を辞する対象から外したことを考えれば、こうした表現を盛り込むことは必須であったと言える。頼長第一表でも、これらと同趣旨の「將<sub>レ</sub>趨<sub>二</sub>鳳闕之月<sub>一</sub>」という句が盛り込まれているが、前掲㉒で見たと、頼長第一表は「三事」に関わるものであり、また、「將<sub>レ</sub>趨<sub>二</sub>鳳闕之月<sub>一</sub>」という句は、あくまでも「先例」に沿って盛り込まれたものである。㉑・㉒の表現とは、辞表の文面に盛り込まれた背景が異なると言えよう。

## （2）頼長の辞表第二表・第三表の表現

このように、頼長第二表・第三表では、辞する対象から内覧を外したために、上表後も天皇に忠節を誓うような文言が盛り込まれている。では、頼長第二表・第三表の他の箇所はそれぞれどのような表現が織りなされているのだろうか。実は頼長第二表・第三表では、頼長第一表には見えなかった表現が見える。前掲㉑・㉒のような内覧への執着を覗かせる句とは裏腹に、漢籍の故事を用いながら、他者を登用することが述べられているのである。まずは、頼長第二表（次掲㉓）を見てみたい。

〔○〕彼柳下惠之居<sub>レ</sub>賤職也、貽<sub>レ</sub>臧孫不仁之譏、蕭相国之

受<sub>レ</sub>益封也、伝<sub>レ</sub>召平独<sub>レ</sub>予之美。惟憶<sub>レ</sub>非挾之賞、宜<sub>レ</sub>避<sub>レ</sub>妄授之任。  
 〔『台記』久寿二年五月三日条〕

点線部は、魯の大夫である臧孫(臧文仲)が柳下惠の登用を推薦せずにいたのを、孔子が批判した故事(『論語』衛靈公)を踏まえたものである。柳下惠のような人材を登用することを天皇に求めた句と言える(後述)。「賢才」の登用を求めた句として指摘できそうである。傍線部は、前漢の蕭何の故事(『史記』蕭相国世家)を踏まえる。蕭何が韓信の謀反を防いだ恩賞として五千戸の益封や、「卒五百人」・「一都尉」を「衛(警護役)」として賜った際、召平のみが「禍自此始矣」などと弔意を表し、さらには「願君讓<sub>レ</sub>封勿<sub>レ</sub>受…」と、それらの恩賞を辞退することを勧めた。蕭何は召平の忠告に従い、恩賞を辞退している。前述の通り、頼長第二表は左大臣の他に随身の返上も申し出ている。傍線部は、「衛(警護役)」を返上する故事を用いることにより、隨身返上を申し出る句として機能させていよう。次に、頼長第三表の表現(次掲〔○〕)も見る。

〔○〕抑股肱之寄者、何限<sub>レ</sub>疇官之人、登用之道者、無<sub>レ</sub>嫌<sub>レ</sub>隱才之士。褐衣入<sub>レ</sub>夢、求<sub>レ</sub>傳説於<sub>レ</sub>殷野之月、玉璜協<sub>レ</sub>兆、迎<sub>レ</sub>呂尚於<sub>レ</sub>渭渚之風。古<sub>レ</sub>以<sub>レ</sub>如此、今<sub>レ</sub>亦<sub>レ</sub>宜<sub>レ</sub>然。

〔『台記』久寿二年五月十日条〕

自身のような「疇官之人(世襲の者)」のみならず、「隱才之士(有才であるがそれを隠す者)」を天皇の臣下として登用すべきだとする(傍線部)。波線部の「褐衣入<sub>レ</sub>夢、求<sub>レ</sub>傳説於<sub>レ</sub>殷野之月」の箇所は、股の武丁が夢を見たことを契機として傳説が登用された故事(『史記』殷本紀)を踏まえる。続く「玉璜協<sub>レ</sub>兆、迎<sub>レ</sub>呂尚於<sub>レ</sub>渭渚之風」では、渭水で釣りをしていた呂尚を登用した周の文王の故事(『史記』齊太公世家)を踏まえる。そして、こうした「古」に倣うべきだと結んでいる。

このように、〔○〕点線部・〔○〕は、漢籍に見られる故事を用いながら、他者を登用することを天皇に勧めている。辞職の理由を説明し、天皇への忠義を表明するのにとどまる頼長第一表(前掲〔○〕)に、〔○〕点線部・〔○〕のような文言は見えない。頼長第一表と、頼長第二表・第三表の相違点として挙げられよう。それを理解したうえで、前掲〔○〕の記述を再検討する。

後日、召<sub>レ</sub>茂明…又問<sub>レ</sub>大臣初度表無<sub>レ</sub>援<sub>レ</sub>賢才之句<sub>上</sub>之証<sub>甲</sub>。申曰、御堂并入道殿初度表無<sub>レ</sub>此趣也。披見之処、既如<sub>レ</sub>所<sub>レ</sub>申。

〔『台記』久寿二年四月二十七日条《前掲〔○〕を再掲》〕  
 前述したことであるが、ここでは、頼長・茂明ともに「賢才」

に言及するか否かという議論を辞大臣表の「初度表」のみに対して行っている(傍点部)。そして、第二表・第三表での「賢才」の扱いについては触れていない点に着目したい。この点を換言すれば、辞大臣表の第二表・第三表では「賢才」に触れても構わない、ということになるのではないか。そういったことを考えれば、㉔点線部・㉕のような表現は、第二表・第三表における「賢才」に触れる句としてそれぞれ用意されていると指摘できないだろうか。

この推論を論証するため、まずは頼長第二表の文言である㉔の、「彼柳下恵之居賤職也、貽臧孫不仁之譏」(点線部)に注目したい。㉔点線部の出典、『論語』の本文を次に掲げる。

㉔子曰、臧文仲其窃位者与。知柳下恵之賢而不与立也。  
(『論語』衛靈公)

傍線部では、臧孫に対して「窃位者(地位に見合った職責を果たさぬ者)」という否定的な評価が示される。波線部は、臧孫が、柳下恵をしかるべき地位に就かせなかったと述べる。

㉕波線部に対する『論語義疏』皇侃疏では、次掲㉖のような解釈が示される。

㉖凡在位者、当下助君举贤才、以共匡佐。而文仲在位、知柳下恵之贤而不薦之於君、使与己同

㉗公朝。所、以是素飡盗位也。

まず、しかるべき位にある者は、「君(君主)」を助け、「賢才」を推挙し、その「賢才」とともに君主の政治を助けるべきだという前提が示される(傍線部)。それにも拘わらず、臧孫は、君主に柳下恵の登用を薦めず、自身と共に朝廷に立つ機会を与えなかったことを述べる(波線部)。波線部の「柳下恵」は傍線部の「賢才」に該当しよう。また、しかるべき位にある臧孫は、本来であれば柳下恵を「君」に薦める義務があったことに留意したい。そのように考えれば、前掲㉔の点線部でも、左大臣というしかるべき立場にある頼長自身を大夫の「臧孫」に、「賢才」を「柳下恵」にそれぞれ重ね合わせていると指摘できる。「柳下恵のような賢才が低い官職にいと、頼長は臧孫のように不仁であるとの誇りが後世まで残されてしまう」といった趣旨を述べることによって、柳下恵のような「賢才」の昇進を「君(天皇)」へ推薦しようとする句として考えられないだろうか。また、前掲㉖のような表現が含まれる頼長第二表が上表されると同時に鳥羽法皇へ送られた「封書」の内容(前掲㉗)と照らし合わせると、前掲㉔点線部の「柳下恵」とは、頼長が推薦する藤原宗輔らを指すと考えられる。前掲㉕が含まれる頼長第三表も、辞表冒頭部に「夫邦進賢而盛、君以忠

「而安」という、「賢」の昇進によって国が隆盛するという文言がそもそもある。「賢」の具体例として傳説・呂尚を提示し、そのような人物の登用を天皇に求めたものと読める。このように、㊦点線部・㊧のような表現では、自身の代わりに左大臣という役職が譲られるべき対象として、「賢才」が描かれていると言えよう。

このように、頼長第二表・第三表は、自身が辞職する理由や天皇への忠節の表明にとどまる頼長第一表とは異なり、「賢才」を天皇に対し推薦するような表現を盛り込んでいる。

前掲㊦点線部・㊧のような頼長第二表・第三表の表現は、「賢才」に言及するか否かを辞大臣表の「初度表」のみに限って議論する頼長・茂明の姿(前掲㊦)の裏返しとしても見なせる。やはり、頼長や辞表作者を務めた茂明・長光は、「賢才」に触れる句を盛り込まない表現規格を辞大臣表の第一表のみに限定するものとして認識していよう。

## 七、結論

以上のように、頼長辞表では、先例を参考にし、文章表現が織りなされる。また、頼長第一表に限り「賢才」に触れず、第

二表以降では「賢才」に言及する点も大きな特徴である。

㊦・㊦のように同じことを二度も尋ねる頼長からは、故実への執着もさることながら「一人内覧」を目指すにあたり、慎重に事を進める姿勢が窺える。また、前掲㊦をはじめとする資料において頼長は初任表・臨時表を問わず幅広い「先例」を参照している。頼長は、この賭けとも言うべき一連の上表に際して、幅広く「先例」を参照し、万全の態勢をとろうとしたのである。本稿でとりあげた頼長辞表の文章表現は、そうした姿勢のもと著されており、当時の頼長の心境を推し量れる資料とも言える。

残念ながら、頼長第一表に「賢才」に関する表現を盛り込まない判断の根拠となった「御堂并入道殿初度表」(前掲㊦)という先例に関して、さらなる記述が『台記』には見えない。「御堂并入道殿初度表」に関して、『台記』にさらなる記述があれば、頼長たちの辞表に対する認識などもより解明できたはずである。『台記』にはそうした点もあるものの、これほどまでに辞表の故実に関して言及が見える古記録は他にないのも事実である。

このように、頼長辞表が上表されていた間の『台記』は、平安末期の撰関家において辞表が作成される過程の一端を現代に

伝える貴重な資料と言えるのである。

『主な使用テキスト』○『台記』・『宇槐記抄』・『兵範記』：増補史料大成○『中右記』：大日本古記録○『北山抄』：尊経閣善本影印集成○『文選』：胡克家本○『愚管抄』：旧大系○『本朝統文粹』：紅葉山文庫本（作品番号を私に付した）○『公卿補任』：新訂増補国史大系○『論語』：十三経注疏本○『論語義疏』：斯道文庫所蔵大槻本（参照：慶應義塾大学論語疏研究会『慶應義塾図書館蔵 論語疏 巻六 慶應義塾大学附属研究所 斯道文庫蔵論語義疏 影印と解題研究』（勉誠出版、二〇二一））○『擲金抄』：国文学研究資料館『真福寺善本叢刊』『擲金抄』（臨川書店、一九九八）参照。★引用本文の字体は、常用字体に適宜改めた。返り点・傍線（点）を私に付し、省略は…で、割注はへで示した。

註

(一) 平安期の辞表に関する先行研究としては、後藤昭雄「文は、願文、表、博士の申し文」（和漢比較文学会編『和漢比較文学叢書』(12) 源氏物語と漢文学』汲古書院、一九九三）、山田尚子「周公旦の故事と撰物」（山田『重層と連関』勉誠出版、二〇一六）・同「貞観八年八月二十二日条所引藤原良房表について」（同・同「辞表の「鶴」（同）

などが挙げられる。

(2) 本稿で久寿二年四月・五月になされた頼長による一連の上表を指す際は「頼長辞表」と呼ぶ。個々の辞表を指す際は「頼長第一表」などと呼ぶ。頼長や「台記」については、橋本義彦『藤原頼長（人物叢書）』（吉川弘文館、一九八八）、柳川響『藤原頼長』（早稲田大学出版部、二〇一八）などを参照。久寿二年の「台記」の記述の解釈は、原水民樹『「台記」注釈（久寿二年四月）』（原水 a）（『言語文化』一〇二〇三、二）、同「「台記」注釈（久寿二年五月六月）』（原水 b）（『言語文化研究』一〇二〇四、二）を参照。辞表作者である藤原茂明・長光については、仁木夏実「撰関家と式家儒者・院政期儒者論（二）」（『語文』七九二〇二、二）参照。

(3) 橋本注（2）前掲書一四三頁。

(4) 仁木注（2）前掲論文。

(5) こういった語句については、中丸貴史「開かれたテキスト」（中丸『後二条師通記』論・平安期〈古記録〉というテキスト』和泉書院、二〇一九）参照。

(6) 仁木注（2）前掲論文。  
(7) 橋本注（2）前掲書一四八頁にも同様の見解が見える。

(8) 同様の見解は、「長徳元年・康和四年三讓表、初二二度無勅答。今度非三讓。故勘例、執政臣臨時所上之表、多有勅答也。罷隨身故有勅答也」（『台記』久寿二年五月三日条）というように、頼長第二表に対する勅答の有無に関する記述にも見える。ここでは、第一表・第二表に勅答が発せられなかった長徳元年（九九五）・康和四年（一一〇二）の「三讓表」と比較し、今回の上表に勅答が発せられている理由として「三讓」ではないこと（傍点部）や、「執政臣（撰関家の者）」が「臨時」に奉った表には多くの場合勅答が発せられること（傍線部）、今回の上表が天皇から下賜された隨身を返そうとす

るものであること(波線部)を挙げている。

- (9) 「其間甚近」の箇所、意をとりづらいが、頼長第一表(上表日・四月二十七日)・頼長第二表(上表日・五月三日)というように、両者の上表日に近いことを述べたものか。なお、初任表・臨時表に言及した古記録が他に少なく、類似は他に見えない。

- (10) 注(8)の『台記』の本文参照。なお、ここで「康和四年」の辞表と共に挙げられている「長徳元年」の辞表とは、長徳元年六月に左大臣に任ぜられた際の藤原道長の辞大臣表のことを指すか。

- (11) 康和四年の忠実の辞右大臣表第一表上表時の記録を残す『中右記』には「有<sub>レ</sub>議、清書人<sub>ニ</sub>不<sub>レ</sub>給<sub>レ</sub>禄」(康和四年七月五日条)という記述が見える。

- (12) もっとも、頼長は初任表の先例ばかりを参照していた訳ではない。その一例としては次のような事項が挙げられる。頼長第二表に対する勅答使は頼長の「家臣」であった源成雅が務めている。『台記』久寿二年五月三日条では、勅答使であるが「家臣」でもある者に対して拝舞するか否か、といった問題が検討され、その過程で「康平二年二月十一日宇治殿御表」の先例が想起されている。『公卿補任』では、康平二年(一〇五九)二月十一日に藤原頼通が左大臣の職や隨身を辞する表を上表している。頼通の任左大臣は治安元年(一〇二二)、隨身を賜ったのは寛徳二年(一〇四五)であるので、ここで参照されている「康平二年二月十一日宇治殿御表」は、臨時の辞表にあたる。

- (13) なお、本稿では頼長辞表の本文を引用するにあたり、増補史料大成本の『台記』の本文(以下、「底本」と呼ぶ)を用いた。

- (14) 「飾」字、底本では「辞」字に作る。『宇槐記抄』・『兵範記』に拠り改めた。

- (15) 「為世何益」、底本では「益」一字のみ。『宇槐記抄』・『兵範記』に拠り改めた。

- (16) 辞左大臣表ではないが、「況亦縦及二身衰邁之日、撫<sub>レ</sub>白鬢、以<sub>レ</sub>欲<sub>レ</sub>仰<sub>レ</sub>風辰」(藤原道長「辞太政大臣・内舍人・隨身表」第三表『本朝統文粹』巻四「五六」)という、類似表現の辞表がある。頼長第一表と同様に、「三事」を辞する辞表でありながら、辞職後もなお官中に出仕すること(傍点部)を述べている。

- (17) 他の被推薦者として、藤原実能(当時、内大臣)も考えられる(原水b注(2) 前掲論文)。

- (18) 『北山抄』については、和田英松「本朝書籍目録考証」(明治書院、一九四〇)、所功「北山抄」の成立」(所「平安朝儀式書成立史の研究」国書刊行会、一九八五)参照。なお、「西宮・北山」凡作法(六)とすると「中外抄」上(83)からは、撰閲家の貴族が「北山抄」を重視していたことが窺える。また、『富家語』(48)では「故殿(藤原師通)」が「北山抄」を重視していたことが述べられる。

- (19) なお、尊経閣文庫卷子本の『北山抄』巻四は、藤原教通所持の複本を書写したものを転写・校合したものとされる(土田直鎮・所功校注『神道大系 北山抄』(神道大系編纂会、一九九二)の所功「解題」参照)。

- (20) 『公卿補任』によると、高明はその生涯において康保三年(九六六)正月に右大臣に、翌四年(九六七)に左大臣にそれぞれ就いている。『北山抄』の注記では「初任表」とはあるものの、ここで言及されている辞表がいずれの時点のものかは不詳。

- (21) なお、四の記述は「後日(傍点部)」という文言から、二十七日よりも後に頼長が改めて茂明に質問したくだりを後から書き継いだ箇所であることがかる。

- (22) なお、「御堂」・「入道」の辞表が初任表・臨時表のいずれに該当するものかは両者の辞左大臣表・辞右大臣表第一表の本文が現存せず不詳。ただ、頼長が同様に参照したであろう忠実の辞大臣表(臨時)では「賢才」に触れている。例えば、天永三年(一一二二)の「辞右大臣表」(本

- (23) 朝統文粹』卷五〔六六〕では、「然則君開進賢之路、掄其材於鄧林焉」とある。「賢」が昇進する道を開き、「鄧林（賢者が集まっている場所）」から人材を抜擢してほしいと述べている（原水a注〔2〕前掲論文にも同様の指摘がある）。
- (24) この部分、読み難く、乙の引用本文に返り点を加えられなかった。「大臣後未献辞大臣」の箇所が意をとりづらいが、この部分が「之」を通じて「表」に掛かっている。「表（辞表）」が話題に挙げられていることは確かそうである。
- (25) ここでの「例」については、具体的には不詳。注記B「不似偏請伏閣之表」の記述と併せて考えれば、臨時表における「例」か。なお、丹鶴叢書本の『北山抄』では、「不似偏請伏閣之表」の「似」字に対し「作力」という傍書が見える。この傍書を勘案したとしても、高明の辞大臣表が「偏請伏閣之表」の常例とは異なるものだという趣旨のものとして注記Bは読める。
- (26) 頼長の故実に対する執着ぶりについては、橋本注（2）前掲書五一頁～五八頁参照。
- (27) 「褐衣」とは、粗末な衣のこと。
- (28) なお、「玉璜」とは、装身具の一種。隠棲していた呂尚が釣りをしていた際に釣り上げた玉璜に「姫受命、呂佐檢」という銘があったことを踏まえる（「姫」とは周の文王の姓。なおこの故事は『云々類聚』卷八十三宝玉部上「玉」所引「尚書中候」などに見える）。
- (29) 前掲乙点線部の出典の趣旨にも留意したい。「使与已同立公朝」乙波線部）というように、この故事は推薦者と被推薦者がともに政治に参画するべきである、といった趣旨も持つ。そうした視点で読み解けば、「賢才」の推薦と、内覧の権限の保持という頼長自身の願望とが矛盾なく前掲乙点線部に盛り込められていると指摘できる。
- (30) 呂尚については、保延六年（一一四〇）年の頼長自身の辞状（本朝

統文粹』卷五〔七五〕でも「執馬麾以招士、訪周卜以求賢」とある。周の文王が呂尚に出会った故事が下句に用いられている。ここでの呂尚は「賢」として表象されている。乙での呂尚もこれと同様の位置づけがなされているよう。また、傳説については「武丁夜夢得聖人」、名曰「説」とあるように、『史記』殷本紀では「賢」というよりも「聖人」として位置づけられている。が、鎌倉初期の『擲金抄』下・双貫部の、「聖賢」という部立には、「曲阜 傳巖」という対語が掲出されている。「傳巖（傳説の隠遁していた巖）」が「曲阜（聖人である孔子の出身地）」と対にされている例である。ここでの「傳巖」は、「聖（曲阜）」に対する「賢」の表徴とされているよう。このように、『史記』で「聖人」とされているはずの傳説を「賢」として位置づける用例も一部ではあり、頼長第三表の乙もこれと同様の用例として位置づけられよう。